

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県県税賦課徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月31日 条例第21号</p> <p>(軽油引取税の特別徴収義務者)</p> <p>第60条の 5 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、第 1 項の特別徴収義務者が法第700条の11の 2 第 1 項の規定により行つた登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、法第700条の12第 1 項の証券を交付するものとする。</p> <p>(登録特別徴収義務者の登録の消除)</p> <p>第60条の 6 知事は、法第700条の11の 2 第 3 項に規定する登録特別徴収義務者 (以下この条及び第72条第 2 項において「登録特別徴収義務者」という。) から法第700条の11の 2 第 2 項の登録の申請があつたとき、又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。</p> <p>2・3 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第 8 条 昭和57年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合 (その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。) において、法附則第 6 条第 1 項に規定する申告書にその</p>	<p>愛媛県県税賦課徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月31日 条例第21号</p> <p>(軽油引取税の特別徴収義務者)</p> <p>第60条の 5 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、第 1 項の特別徴収義務者が法第700条の11の 3 第 1 項の規定により行つた登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、法第700条の12第 1 項の証券を交付するものとする。</p> <p>(登録特別徴収義務者の登録の消除)</p> <p>第60条の 6 知事は、法第700条の11の 3 第 3 項に規定する登録特別徴収義務者 (以下この条及び第72条第 2 項において「登録特別徴収義務者」という。) から法第700条の11の 3 第 2 項の登録の申請があつたとき、又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。</p> <p>2・3 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第 8 条 昭和57年度から平成18年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合 (その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。) において、法附則第 6 条第 1 項に規定する申告書にその</p>

新	旧
<p>肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで及び附則第7条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで及び附則第7条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
<p>(1)・(2) 省略</p>	<p>(1)・(2) 省略</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>(自動車取得税の税率の特例)</p>	<p>(自動車取得税の税率の特例)</p>
<p>第24条 省略</p>	<p>第24条 省略</p>
<p>2 電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と同省令で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車、同省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。</p>	<p>2 電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と同省令で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車、同省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。</p>
<p>3 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるもの（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条</p>	<p>3 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるもの（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条</p>

新	旧
<p>又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 <u>道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が地方税法施行規則で定める許容限度の4分の1を超えない自動車で同省令で定めるものの取得（前2項又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.5を控除した率とする。</u></p> <p>6 <u>道路運送車両法第41条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で令で定めるものの取得（前3項又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成16年9月30日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1を控除した率とする。</u></p>